

風蓮湖・春国岱

ふうれんこ・しゅんくにたい

北海道根室市、別海町



①上空から見た春国岱



[登録番号] 1542

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 6,139ha

[湿地のタイプ] B:海洋の潮下帯域、E:砂、礫、中礫海岸、G:潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟、H:潮間帯湿地、Q:永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区

[国際登録基準] 1、2、3、5、6

湿地の概要

風蓮湖は、北海道・根室半島の付け根にある、東西約20km、周囲約65km、面積約5,600haの汽水湖である。北から延びる砂嘴である走古丹と、その南に延びる砂嘴の断片(バリアー島)である春国岱により、オホーツク海と隔てられた潟湖(ラグーン)で、中央部と南東端の2カ所の開口部で海とつながっている。面積に比べて湖岸線が長い、複雑な形をしており、湖内には広大な干潟が形成されている。流入河川は13本あり、河口付近には塩性湿地が発達し、特に風蓮川河口のそれは広大で、独特の景観を見せている。

春国岱は、長さ約8km、最大幅1.3km、面積は約600ha。巨大地震後に、海流により運ばれオホーツク海の海底に堆積した土砂が隆起して成立したと考えられている。成立年代の異なる三列の浜堤が並行しており、浜堤上には砂浜、砂丘、草原、森林、浜堤間には塩性湿地、湿原、周囲には干潟や海草藻場というように、多様性に富む生態系が形成されている。中央の浜堤には、世界的に珍しい、砂丘上に形成されたアカエゾマツ林が見られる。



湿地にかかわる動植物

河川流域と湖岸沿いに広がる低層湿原、中間湿原、高層湿原と、海岸沿いに分布する塩性湿地、海岸砂丘上の自然草原のほか、沼沢林、針葉樹林、針広混交林、広葉樹林などがある。湖内では、海藻類・海草類が生育している。

こうした多様な自然環境を反映して、風蓮湖・春国岱では、280種あまりの鳥類が確認されている。干潟や湖内は、渡りの途中のメダイチドリ、ミヤコドリ、キアシシギ、トウネンなどのシギ・チドリ類や、オオハクチョウ、ヒシクイ、コクガン、ヒドリガモ、スズガモなどのガンカモ類が立ち寄る中

継地となっている。また、湿原・森林・草原ではタンチョウやオジロワシを含む多くの鳥類が繁殖し、冬はオオワシの国内有数の越冬地にもなっている。

そのほか、哺乳類ではエゾシカやエゾヒグマなど、魚類ではシロザケ、アメマス、ニジマス、イトウ、チカ、コマイ、ニシンなどの生息が確認されている。貝類ではアサリ、ヒメアサリ、イソシジミ、ヤマトシジミ、オオノガイなど、甲殻類ではホッケイエビ、スズエビ、エビジャコ、トゲオヨコエビなどの生息が確認されている。



②風蓮湖



③春国岱の森林に営巣し、風蓮湖や根室湾で餌を捕えるオジロワシ

保全・管理の取組

春国岱の入り口にある、根室市春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンターは、春国岱の自然環境保全と環境教育的活用のため、根室市が1995年に設置した施設である。ここには公益財団法人日本野鳥の会のレンジャーが常駐し、春国岱・風蓮湖周辺の自然環境の調査など保全活動を行う拠点となっている。また、来訪者への自然情報の提供、小中学校など団体来訪者への環境教育プログラムの提供、市民向け自然観察会の開催などを行っている。

ボランティア団体「根室ワイズユースの会」は、風蓮湖・春国岱の保全とラムサール条約の基本原則であるワイズユースの実践のための調査や、春国岱の清掃活動、景観保持のための管理作業、東梅野鳥観察舎の補修、フィールドガイドブックの作成などを行っている。また、ボランティアグループ「スunk」は、ネイチャーセンターに隣接する東梅自然学習林の生きものの情報の収集、樹名板や巣箱の取り付けなどを行っている。



④ 保全活動と環境教育の拠点となるネイチャーセンター



⑤ 春国岱における春のアサリ漁



⑥ 市民向けの自然観察会の様子

ワイズユースの取組

水産資源に恵まれた風蓮湖では、ホッキガイ(ウバガイ)やアサリ、コマイ、ワカサギなどの漁が行われている。春から夏の干潟では、貝を掘る漁師の隣でタンチョウやオジロワシが食べものを探している光景もよく見られる。凍結した湖でコマイやニシンなどを捕らえる「氷下待ち網漁」の際に、氷上にこぼれる魚を狙って集まるオオワシやオジロワシの姿は、厳冬期の風物詩となっている。

観光面では、年間を通じてさまざまな野鳥が観察できる場所として、国内外のバードウォッチャーでにぎわっている。春国岱には3本の自然観察路が整備されており、多くの来訪者に利用されている。毎冬、ネイチャーセンターなどで開かれる「ねむろバードランドフェスティバル」では、風蓮湖各地を訪れるガイドツアーが実施されている。

関連自治体

根室市役所 ☎0153-23-6111／別海町役場 ☎0153-75-2111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

風蓮湖・春国岱 (ふうれんこ・しゅんくにたい)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 公益財団法人日本野鳥の会 (①③④⑤⑥)、別海町 (②)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業的利用を禁止します。

2023.03